８建企第１１０号
令和8年10月20日

関係各位

建設企画課長
（公印省略）

架空ケーブル等への防護措置に関わる費用負担について（参考送付）

標記について、NTT西日本株式会社、九州電力送配電株式会社、株式会社Ｑｔnetが所管する架空ケーブル等に防護措置を実施する場合における費用の負担範囲や計上方法等について下記のとおり定めておりますので、適切な対応をよろしくお願いします

記

１．当該工事における発注者が費用負担する範囲

当該工事の施工箇所及び当該工事に関連して発注者側が借地する箇所など構造物設置に必要な範囲を対象とする。
ただし、受注者の現場事務所や材料置き場等については、発注者の費用負担の対象としない。

２．計上方法について

あ．起工時に計上する場合

架空ケーブルへの防護措置が明らかに必要な場合は、適切に計上すること。

い．変更時に計上する場合

長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33工事中の安全管理第14項）の確認後に架空ケーブルへの防護措置が必要になった場合は、受注者から見積書の写しを受領し設計変更すること。

３．変更について

実施に当たって変更が生じた場合は、適切に設計変更すること。

４．計上箇所

共通仮設費中の安全費に計上

５．諸経費対象について

現場管理費〇、一般管理費〇

６．適用年月日

本通知日以降に発注する工事に適用する。
なお、発注済工事であっても適用可とする。しかし、株式会社Qtnetの架空ケーブル等への防護措置については令和6年1月4日以降の受付等により有償での対応を求められた工事について適用可とする。

土木部　建設企画課　技術基準班
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）